

訪問（元気あっぷ S）料金表 R2.8 現在

料金

（1）基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の 1 割または 2 割又は 3 割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(地域区分別 1 単位の単価(6 級地)10.42 円)

区分	サービス内容	基本利用料	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
介護予防 訪問介護Ⅰ	1 週間に 1 回程度の介護予防 訪問介護が必要とされた場合	1 月につき 13,889 円	1,389 円	2,778 円	4,167 円
介護予防 訪問介護Ⅱ	1 週間に 2 回程度の介護予防 訪問介護が必要とされた場合	1 月につき 27,748 円	2,775 円	5,550 円	8,325 円
介護予防 訪問介護Ⅲ	Ⅱ を超える利用が必要とされた 場合(要支援 2 の利用者に限る)	1 月につき 44,014 円	4,402 円	8,803 円	13,205 円

（2）加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利 用者に、サービス提供責任者が自ら 訪問介護を行うか、他の訪問介護員 に同行した場合	1 月につき 2,365 円	237 円	474 円	710 円

- ・ 具体的なサービスの内容等は、介護予防サービス計画(ケアプラン)を踏まえた介護予
防・生活支援サービス計画に定められます。ただし、利用者の状態の変化、介護予防
サービス計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更するこ
とがあります。
- ・ 利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防・生活支援サービス計画に定めた
期日よりも利用が少なかった場合、または利用が多かった場合であっても、日割り
での減額または増額はしません。

（3）交通費

通常の事業の実施地域を越えて行なう元気あっぷ訪問サービス S に要した交通費

については、実費を徴収させていただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とします。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、5 km～10 km未満	300 円（往復）
通常の事業の実施地域を越えた地点から、10 km～15 km未満	500 円（往復）
通常の事業の実施地域を越えた地点から、15 km～	600 円（往復）

（４）料金のお支払い方法

① 毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払いは口座振替又は銀行振込にてお願いいたします。現金での集金を希望される場合はご相談ください。

※口座振替の場合は別途、銀行指定の口座振替依頼書にご記入をしていただきます。

振替日は、毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）といたします。

② 利用者の居宅で、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気・電話の費用及び交通費の実費(通院・買い物などの際交通機関を利用した場合)の費用は利用者のご負担になります。